

新居浜市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の 促進に関する条例（案）の概要

1 条例制定の背景・趣旨

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うため、手話言語を大切に育んできました。しかし、かつて手話が言語として認められず、手話言語を使用できる環境が整えられていませんでした。

手話をはじめとする、多様な意思疎通手段の利用の確保は、障がい者が地域社会における活動に参加するために欠くことのできないものです。しかしながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択できる環境や、それに対する市民の理解は、現在でも十分であるとはいえません。

私たちは、手話言語の普及を推進するとともに、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることで、市民一人一人がお互いを尊重し、共生できる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定したいと考えています。

2 基本理念

- （１）障がい者が自立した日常生活を営み、地域社会に参加し、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生できる地域社会の実現を目指します。
- （２）手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図り、手話言語で意思疎通を図りやすい環境を構築します。
- （３）障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、その選択の機会の確保及び利用の機会拡大を図られることを基本として行うものとします。

3 それぞれの役割

- （１）市は、基本理念にのっとり、手話言語に対する理解や使用しやすい環境の構築、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図るため、必要な施策を推進するものとします。
- （２）市民は、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がい者が必要とする情報を取得し、円滑な意思疎通を図ることができるよう努めるものとします。

4 施策の推進

市は、基本理念にのっとり、手話言語に対する理解の促進、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及、意思疎通支援者の確保、その他の必要な施策を推進するものとします。